

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第4条 地震による損傷の防止（施設の耐震評価に用いる地盤の液状化の評価方針）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-全体	用語集に基づいて、下記を修正しました。 (旧)恐れ (新)おそれ	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-目次	目次のタイトルの誤記を修正しました。 (旧)4.4 追加調査位置 4.4.1追加の液状化強度試験の必要性 (新)4.4 追加調査の必要性検討(4.4.1は削除)	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-2	設工認段階における液状化強度特性の設定方針を修正しました。 (旧)追加調査結果を踏まえ、耐震評価を行う施設の埋戻しの施工管理が同じエリアで液状化強度特性を設定する方針とする。 (新)追加の液状化強度試験結果を含めて、液状化強度特性を液状化検討対象層の各層の下限值に設定する。ただし、耐震評価を行う施設周辺の埋戻土のエリア分けが可能である場合は、そのエリアごとの液状化強度試験結果の下限值に設定することを検討する。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-2	解析手法の選定方法に下記語句を追加しました。 (旧)施設の周辺状況に応じて選定し (新)施設の周辺状況に応じた液状化の影響を踏まえて選定し	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-9	液状化の影響を検討する必要がある施設を修正しました。 (旧)液状化検討対象施設 (新)液状化検討対象候補施設	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-9	液状化検討対象候補施設の抽出対象外施設の説明を修正しました。 (旧)岩盤上に設置される緊急時対策所（指揮所、待機所）及び代替非常用発電機については、周囲に液状化検討対象層が分布しないことから、抽出対象外とする。 (新)代替非常用発電機については、周囲に液状化検討対象層が分布しないこと及び岩盤上に直接設置されることから、液状化検討対象候補施設の抽出対象外とする。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-9	設工認段階で三次元浸透流解析による設計地下水位を使用する施設を「緊急時対策所（指揮所、待機所）」と明記しました。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-10	第3.1-1表 液状化検討対象候補施設一覧に「緊急時対策所（指揮所、待機所）」（重大事故等対処施設の建物・構築物）を追加しました。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-11	構造物周辺に配置される無筋コンクリートは地盤として扱うことを明記しました。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-11	構造物周辺に配置される無筋コンクリートの定義から「置換コンクリート」を削除しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-11	用語集に基づいて、下記を修正しました。 （旧）埋戻コンクリート： 構造物と岩盤または隣接構造物の間を埋戻す目的として配置する無筋コンクリートである。 （新）埋戻コンクリート： 構造物と岩盤又は隣接構造物の間を埋戻す目的として配置する無筋コンクリートである。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-16	第3.2-1表(1)液状化検討対象施設の選定結果の例に「緊急時対策所(指揮所、待機所)」(重大事故等対処施設の建物・構築物)を追加しました。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-24	第3.2-6図(1/2)として緊急時対策所の図面を追加しました。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-25	第3.2-6図(2/2)として緊急時対策所の図面を追加しました。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-44	各基準類における液状化強度比RLとの相関性を示す具体的な指標を記載しました(設置許可段階で使用する指標)。 （旧）液状化強度比RLと基本物性の相関性 （新）液状化強度比RLと粒度分布、N値及び細粒分含有率の相関性	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-54	設工認段階における埋戻土の液状化強度試験の試料採取位置の代表性確認の方針を修正しました。 （旧）設工認段階において、代表性確認指標として粒度分布、細粒分含有率及び相対密度を用い、追加調査の結果を整理・分析し、耐震評価する施設の埋戻しの施工管理が同じエリアに分けて、液状化強度試験の試料採取位置の代表性を確認する。 （新）埋戻土の液状化強度試験の試料採取位置の代表性確認に当たっては、粒度分布、細粒分含有率及び相対密度を代表性確認指標に用いて、設工認段階で説明する。	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-55	4.4の資料構成を以下のとおり修正しました。 ・4.4.1を削除し、「4.4追加調査の必要性検討」として集約した。 ・4条-別紙9-55～4条-別紙9-57の文章を4条-別紙9-55に集約した。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-55	追加調査候補位置選定の観点について、下記を修正しました。 （旧）耐震評価を行う施設の埋戻しの施工管理が同じエリアに分けて、液状化強度試験の試料採取位置の代表性を確認すること （新）追加する液状化強度試験結果を含めて埋戻方法や埋立材料の違いによって液状化強度特性のエリア分け可能か検討すること	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-55	取水口近傍の追加の試料採取について、下記を追加しました。 （旧）文章なし。 （新）BF3-2について、路盤材等として使用されていた礫混じりシルトを液状化強度試験の試料として採取されている可能性があることを踏まえ、追加調査候補位置①に加えて、取水口近傍において追加の試料採取を検討する。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-56	第4.4-1表の項目を修正しました。 （旧）追加の液状化強度試験 （新）追加調査の必要性検討結果	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-56	用語集に基づいて、下記を修正しました。 （旧）3号機 （新）3号炉	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-58	用語集に基づいて、下記を修正しました。 （旧）・圧密応力：190～450kPa（液状化試験毎に供試体採取平均深度の有効上載圧を考慮して設定） （新）・圧密応力：190～450kPa（液状化試験ごとに供試体採取平均深度の有効上載圧を考慮して設定）	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-88	設工認段階で三次元浸透流解析による設計地下水位を使用する施設を「緊急時対策所（指揮所、待機所）」と明記しました。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-88	設工認段階における埋戻土の液状化強度試験の試料採取位置の代表性確認の方針を修正しました。 （旧）設工認段階において、代表性確認指標として粒度分布、細粒分含有率及び相対密度を用い、追加調査の結果を整理・分析し、耐震評価する施設の埋戻しの施工管理が同じエリアに分けて、液状化強度試験の試料採取位置の代表性を確認する。 （新）埋戻土の液状化強度試験の試料採取位置の代表性確認に当たっては、粒度分布、細粒分含有率及び相対密度を代表性確認指標に用いて、設工認段階で説明する。	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-88	設工認段階における液状化強度特性の設定方針を修正しました。 （旧）追加調査結果を踏まえ、耐震評価を行う施設の埋戻しの施工管理が同じエリアで液状化強度特性を設定する方針とする。 （新）追加の液状化強度試験結果を含めて、液状化検討対象層の各層の下限值に設定する。ただし、耐震評価を行う施設周辺の埋戻土のエリア分けが可能である場合は、そのエリアごとの液状化強度試験結果の下限值に設定することを検討する。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-88	施設の耐震評価に用いる解析手法選定の考え方を修正しました。 （旧）解析手法については、「液状化検討対象施設の選定及び解析手法選定フロー」にしたがって選定する。 （新）施設の耐震評価に用いる解析手法は、「液状化検討対象施設の選定及び解析手法選定フロー」にしたがい、施設の周辺状況に応じた液状化の影響を踏まえて選定する。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-88	全応力解析を選定する場合の対象について、「液状化検討対象施設の耐震評価において」と明記しました。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-添付2-1	細粒分含有率FC、FC、細粒分含有率Fcの3つの表記が確認されたので、細粒分含有率Fcに表記を統一しました。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-添付4-1	用語集に基づいて、下記を修正しました。 （旧）礫あたり （新）礫当たり	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-添付5-5	「～という。）」のように句点が2回記載されていたので、一つにしました。 （旧）「～という。）」 （新）「～という。」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-添付6-表紙	表紙が添付資料7になっていたのので、添付資料6に修正しました。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-添付8-42	RE-7の埋戻土の区分の扱いについて追記しました。 (旧)文章なし。 (新)1,2号埋戻土との境界部付近で採取した試料であり、1,2号炉建設時の埋立整地工事に用いられた材料である。	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-添付8-56	(旧)ブルドーザによりまき出し厚や転圧回数等の品質管理規定がない施工が行われたことから、供試体を採取する位置により粒度の小さい埋戻土が出現し易くなっていることが要因であると考えられる。 (新)1,2号炉の埋立整地工事の範囲において、供試体を採取する位置により粒度の小さい埋戻土が出現し易くなっている要因として、ブルドーザによりまき出し厚や転圧回数等の品質管理規定がない施工が行われたためと考えられる。	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-添付8-56	取放水設備工事に用いられた埋戻土から採取される埋戻土の特徴を追記しました。 (旧)文章なし。 (新)現時点の液状化強度試験の試料採取位置においては、1,2号炉及び3号炉の取放水設備工事で埋め戻した範囲からは、砂質土は確認されず、礫質土に分類される試料が採取された。	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-添付8-60	砂質土に分類される埋戻土の試料採取位置、標高及び建設時の埋立材料の確認の対象について、「液状化強度試験を実施した埋戻土」と明記しました。	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-添付8-60	砂質土に分類される埋戻土の試料採取位置、標高及び建設時の埋立材料について確認した結果について、1,2号埋戻土の対象がRE-2, SH-1であることを追記しました。	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-添付8-60	砂質土に分類される埋戻土の試料採取位置、標高及び建設時の埋立材料について確認した結果について、3号埋戻土の対象がRE-7であることを追記しました。	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.23）	4条-別紙9-添付8-60	取放水設備工事に用いられた埋戻土から採取される埋戻土の特徴について修正しました。 (旧)砂質土に分類された埋戻土の液状化強度試験結果は、1,2号炉建設時の埋立整地工事に用いられた材料で、液状化強度が低い値であるが、施工管理を行って施設周辺を埋め戻した供試体は、砂質土に分類された埋戻土と比較して液状化強度が高い傾向を示すことを確認した。 (新)現時点の液状化強度試験の試料採取位置においては、1,2号炉及び3号炉の取放水設備工事で埋め戻した範囲からは、砂質土は確認されず、礫質土に分類される試料が採取されたことを確認した。	